

特性試験の試験方法を定める件の一部を改正する告示案に係る意見募集に対して提出された意見及び総務省の考え方

No.	案に対する意見及びその理由【意見提出者名】	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	<p>本件告示案「ミリ波帯第5世代移動通信システム（5G）の基地局及び陸上移動局の特性試験方法の追加」に関して、特定無線設備の特性試験の試験方法は技術基準適合証明等の制度には必須で極めて重要な規定であると認識していますので賛同します。</p> <p>しかし、今回追加される試験法の対象設備は、平成31年1月に制度化されたものであり、以下の不明点・疑問点がありますので、この機会に以下3点について明確な回答を求めます。</p> <p>1 制度化後4年以上未策定であった試験法を今般定めることとなった理由は何でしょうか。今まで定めていなかった理由を含めてご教示ください。</p> <p>2 制度化後の技適マークの取得は、登録証明機関が定めた総務省告示と同等以上の試験法で証明がなされていたものと理解しています。（告示はありませんでしたが、総務省は同等以上と認めていたものと思われます。）そこで、今回告示が制定されたことにより、今まで取得した技適マークはそのまま有効であると理解していいのでしょうか？ 証明機関が定めた試験法が総務省告示と同等以上であるかどうかを総務省は改めて審査して不相当と判断されることがあるのではないかと心配しています。</p> <p>3 5Gの特定無線設備は、今回試験法が制定されるもの以外に、特定無線設備の種別として、第11号の29、第11号の30、第11号の33、第11号の34の4種別がありますが、これらの試験法は今後早急に制定されると理解してよろしいのでしょうか。その場合の制定時期をご教示ください。制定される予定がないのであればそ</p>	<p>本案に対する賛同のご意見として承ります。</p> <p>なお、特性試験の試験方法を定める告示において、特性試験の試験方法が定められていない無線設備の種別に係る試験方法について、総務省は技術基準の制度化状況等を踏まえて順次改正を行ってまいります。</p> <p>試験方法が定められるまでの間、臨時に、登録証明機関が当該試験方法として適切と認め、総務大臣に届け出の上、公表した特性試験の方法により行われた技術基準適合証明又は工事設計認証は、本改正告示による試験方法策定後も引き続きその効力は有効です。</p> <p>本件以外の5Gの特定無線設備についても、順次改正を行う予定としております。</p>	無

	の理由もご教示ください。 【個人】		
2	<p>本改正案は、ミリ波帯の第5世代移動通信システムの技術的条件の内容に沿ったものであることから、改正内容に賛同いたします。</p> <p>3 試験周波数と試験項目 (2) 文中に、「ただし、それぞれの搬送波が連続する場合には試験周波数は送信周波数帯域の中心の周波数とする。」旨記載されています。しかし、基地局におきましては、それぞれの搬送波の中心からの離調周波数で試験条件が規定されているため、この文章は削除頂くことが適切と考えます。</p> <p>4 測定操作手順 (2) エ 「ウにおいて許容値を超える場合は、スペクトル分析器の設定を2(2)とし、中心周波数を(1)アに準じて試験周波数の上側の離調周波数に設定して掃引し、掃引周波数幅内の電力総和を算出する。」旨記載されています。「(1)ア」は他の記載に合わせ、「2(1)ア」に修正頂くことが適切と考えます。 【株式会社 NTT ドコモ】</p>	<p>本案に対する賛同のご意見として承ります。</p> <p>「3 試験周波数と試験項目(2)」及び「4 測定操作手順(2)エ」に係るご意見については、ご指摘のとおり修正いたします。</p>	有
3	<p>軽微な変更を行った工事設計に基づく特定無線設備についての工事設計認証の場合、登録証明機関様に審査を一部省略頂き認証を取得しております。本告示施行後、本改正案の施行前に工事設計認証を取得した特定無線設備について、施行後に軽微な変更による認証の取り直しを行う場合等にも、本告示施行前後の試験法は概ね同様であり、認証取得済みの既存無線設備の性能そのものは担保済であることから、従来同様、各認証機関様において審査の一部省略を継続して頂くことを要望いたします。 【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>登録証明機関は、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和56年郵政省令第37号）第6条第3項（又は同規則第17条第3項）に基づき、技術基準適合証明（又は工事設計認証）を確実に行うことができる場合に限り、その審査の一部を省略することができます。</p> <p>またその際、特性試験の方法の制定後は、該当する特定無線設備については、登録証明機関等は、定められた方法又は同等以上の方法により</p>	無

		特性試験を行う必要がありますが、試験方法が定められるまでの間、臨時に、登録証明機関が当該試験方法として適切と認め、総務大臣に届け出の上、公表した特性試験の方法により行った、以前の試験結果を、登録証明機関が引き続き有効と判断することも可能です。	
--	--	---	--

○提出意見数：3件

※提出意見数は、意見提出者数としています。

※意見公募の対象と関係ないと判断し、提出意見として扱わなかったもの：1件